

鳥取県公報

規則

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)
(当たる翌日が休日には、そ)

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県規則第七十二号

鳥取県知事 平林鴻三

◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
示す

県営土地改良事業の変更計画の決定
臨時種畜検査の実施

土地改良事業の認可(二件)
土地改良事業計画の適否の決定(七件)

銃獣禁止区域の設定

銃獣禁止区域の設定の一部改正

鳥獣保護区の存続期間の更新
保安林の指定の解除(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録
林業種苗法による生産事業者の登録の失効

◇教委告示 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

◇公 告 二級建築士試験の合格者

一五、六〇〇円	四八、四〇〇円	三一、七〇〇円	一四、四〇〇円	一一、三〇〇円	二五
一五、五〇〇円	三五、四〇〇円	二二、七〇〇円	二七、一〇〇円	三四、二二〇円	
一五、五〇〇円	三五、四〇〇円	二一、四〇〇円	二九、九〇〇円	二二、三〇〇円	
一五、五〇〇円	三五、四〇〇円	二一、四〇〇円	二九、九〇〇円	二二、三〇〇円	
一五、五〇〇円	三五、四〇〇円	二一、四〇〇円	二九、九〇〇円	二二、三〇〇円	

四、九〇〇円	に改め、同表の三の3の中	三、八〇〇円	五
七、〇〇〇円		五、九〇〇円	七
、二〇〇円	七、八〇〇円	九、四〇〇円	一、二、〇〇〇円
、九〇〇円	一、三〇〇円	一、三、四〇〇円	一、六、七〇〇円
、六〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	二
、二〇〇円	三、九〇〇円	五、六〇〇円	八、三〇〇円
一〇、一〇〇円	六、四〇〇円	八、五〇〇円	一二、一〇〇円
一四、四〇〇円	一八、一〇〇円	二、三〇〇円	
の3中「一、七八、七〇〇円」を「一、九一、八〇〇円」に改め、同表の六	に改め、同表の六		
3の中「二、八三〇円」を「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」を「			
三、三〇〇円」に改め、同表の九の3中「八五、〇〇〇円」を「九七、〇			
〇〇円」を、「六八、〇〇〇円」を「七七、六〇〇円」に改め、同表的十			
一の3中「五四、〇〇〇円」を「五八、三〇〇円」に改める。			
別表第二の一の中「一〇、二〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「七、			
〇〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、四〇〇円」			
に、「九、五〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一			
〇、六〇〇円」に改め、同表の一の中「一、三三七円」を「一、四〇三			
円」に、「九一八円」を「九五七円」に、「八〇〇円」を「八三九円」に、			
「一、二四六円」を「一、三三七円」に、「一、二八五円」を「一、三九			
〇円」に改める。			

告示

鳥取県告示第千四十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

検査期日	検査場所	家畜の種類
昭和五十六年十一月十九日	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	
午前十時から	東伯郡赤崎町大字松谷 鳥取県種畜場	豚
午前十時から		牛

鳥取県告示第千四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

規定に基づき、県営土地改良（中山地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

規定期に供する書類

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
若桜町役場

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
若桜町役場

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千四十七号
昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第千四十六号

昭和五十六年八月二十六日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（高野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月二十七日

昭和五十六年十月二十八日から二十日間
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三　縦覧に供する場所

淀江町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十八号

昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区客土）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三　縦覧に供する場所

淀江町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三　縦覧に供する場所

淀江町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十九号

昭和五十六年八月十二日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（奥屋

鳥取県告示第千四十九号

昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三　縦覧に供する場所

淀江町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三　縦覧に供する場所

淀江町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

5 昭和56年10月27日 火曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第千五十一号

昭和五十六年八月二十六日付で若桜町から申請のあつた土地改良（長砂地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

堂羅地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十六年十月二十八日から二十日間
二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 平 林 鴻 三
三 縦覧に供する場所

昭和五十六年十月二十八日から二十日間
三 縦覧に供する期間

若桜町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

鳥取県告示第千五十二号

昭和五十六年八月十二日付で若桜町から申請のあつた土地改良（三倉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

三

昭和56年10月27日 火曜日

鳥取県公報

昭和五十六年十月二十八日から二十日間
三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十三号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（広町地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（茶屋・笠木（懸日谷上井手）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規

定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域	存続期間	面積
津ノ井 銃猟禁 止区域	鳥取市桂木地内	国道二九号と市道桂木 一号線との交差点を起点とし、同点から同 市道を東方及び北方に進み、県道津ノ井国 府線に至り、同県道を北西に進み、市道杉 崎一号線に至り、同市道を北方に進み、市 道杉崎三号線に至り、同市道を北東に進み 終点に至り、同点に接する洗井川を上流に 進み、鳥取市と国府町との境界に至り、同 境界を南東に進み、鳥取市、国府町及び郡	昭和五十六年十 一月一日から昭 和六十六年十月 三十一日まで	八三三ヘク タール

千代川 銃獵禁 止区域	八頭郡河原町大字釜口地内の国道五三号 と県道八日市釜口線との交差点（八日市橋 東詰）を起点とし、同点から同県道を西南 に進み、県道鷹狩渡一木線に至り、同県道 を西北及び北方に進み、国道五三号に至り、 同国道を北方に進み、県道郡家鹿野気高線 に至り、同県道を北方に進み、河原町と鳥 取市との境界に至り、同境界を北東及び南 東に進み、町道河原田通寺線に至り、同町 道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、 同県道を東南に進み、町道徳吉片山線に至 り、同町道を南西に進み、八東川左岸の河	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十日まで	三六〇ヘクタール	八東川 銃獵禁 止区域	八東町と郡家町との境界と国道二九号と の交差点を起点とし、同点から同国道を南 東に進み、県道津山智頭八東線に至り、同 県道を南西に進み、県道才代船岡線に至り、 同県道を南西に進み、八東町と船岡町との 境界に至り、同境界を北東に進み、八東町、 船岡町及び郡家町の境界点に至り、同点か ら八東町と郡家町との境界を東南に進み起 点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十日まで	五一〇ヘクタール
-------------------	--	----------------------------	----------	-------------------	--	----------------------------	----------

佐治川 ダム銃 獵禁止 区域	八頭郡佐治村大字尾際地内の村道尾際線 と村道呑谷線との交差点を起点とし、同点 から村道呑谷線を南東に進み、県道江府中 和用瀬線に至り、同県道を西南に進み、村 道中線に至り、同村道を北方に進み、林間 遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北西及び 北東に進み、林間遊歩道一号線に至り、同 遊歩道を東南に進み、山王滝遊歩道に至り、同	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十日まで	三四ヘクタール	川堤防に至り、同堤防を北西に進み、町道 稻常徳吉線に至り、同町道を南方に進み、 県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方 に進み、国道五三号に至り、同国道を南方 及び東南に進み起点に至る線に囲まれた一 円の地域	昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十日まで	川堤防に至り、同堤防を北西に進み、町道 稻常徳吉線に至り、同町道を南方に進み、 県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方 に進み、国道五三号に至り、同国道を南方 及び東南に進み起点に至る線に囲まれた一 円の地域	川堤防に至り、同堤防を北西に進み、町道 稻常徳吉線に至り、同町道を南方に進み、 県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方 に進み、国道五三号に至り、同国道を南方 及び東南に進み起点に至る線に囲まれた一 円の地域
-------------------------	---	----------------------------	---------	---	----------------------------	---	---

日野川 鉄道 獵禁止 区域	日野郡溝口町福永地内の町道第二福永線 と町道大坂添谷線との交差点を起点とし、 町道大坂添谷線を北西に進み、町道溝口添 谷大瀧線に至り、同町道を東南に進み、町 道第二福永線に至り、同町道を北西に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地域	福永 鉄道 獵禁止 区域	日野郡溝口町福永地内の町道第二福永線 と町道大坂添谷線との交差点を起点とし、 町道大坂添谷線を北西に進み、町道溝口添 谷大瀧線に至り、同町道を東南に進み、町 道第二福永線に至り、同町道を北西に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十六年十 月一日から昭 和六十六年十月 三十一日まで	昭和五十六年十 月一日から昭 和六十六年十月 三十一日まで	四五 ヘクタ ール	四五 ヘクタ ール
香取銃 獵禁止 区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線 と町道岩伏横断線との交差点を起点とし、 同点から同町道を北東に進み、県道豊房名 和線と名和町道香取線との交差点に至り、 同町道を東北に進み、県道加茂御来屋線と 中山町道岩伏横断線との交差点に至り、同 町道を東南に進み、県道高橋下市停車場線	香取銃 獵禁止 区域	米川頭首工から下流の日野川の河川区域 及び米川頭首工管理橋から下流の法勝寺川 の河川区域	昭和五十六年十 月一日から昭 和六十六年十月 三十一日まで	昭和五十六年十 月一日から昭 和六十六年十月 三十一日まで	一五五 ヘクタ ール	一五五 ヘクタ ール

鳥取県告示第千五十六号

昭和五十四年九月鳥取県告示第八百二十四号（銃獵禁止区域の設定につ
いて）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

に至り、同県道を南方に進み、県道赤崎大
山線に至り、同県道を南東に進み、農道経
塚線に至り、同農道を南方に進み、通称芋
谷越山道に至り、同山道を西方に進み、林
道大平線に至り、同林道を南方に進み、大
山町豊房字草谷地内の耕作道に至り、同耕
作道を西方に進み、県道赤崎大山線に至り、
同県道を北方に進み、鶴坂山土墨に至り、
同土墨を北方に進み、電信電話公社鶴坂山
無線中継所に至り、同所から無線中継所專
用道路を南東に進み、県道大山佐摩線に至
り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲
まれた一円の地域

昭和56年10月27日 火曜日

鳥取県公報

天神川銃猟禁止区域の項中

倉吉市市道米田大原線の大原橋から下流
の天神川の河川区域及び県道巖城上灘線の
巖城橋から下流の小鴨川の河川区域

昭和五十四年九月二十六日から	二五五ヘクタール
昭和六十年九月二十五日まで	
昭和五十四年九月二十六日から 昭和六十年九月二十五日まで	二七三ヘクタール

に改める。

倉吉市市道米田大原線の大原橋から下流
の天神川の河川区域及び県道倉吉江北線の
三明寺橋から下流の小鴨川の河川区域

名称	区	域	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷 池の湖面	期
				間
鳥獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷 池の湖面	昭和五十六年十一月三十日から昭和五十七年四月一七日まで	四一七ヘクタール	面積

鳥取県告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二四から七一四の二六
まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

昭和56年10月27日 火曜日

鳥取県公報

第5302号 10

鳥取県告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
境港市新屋町字五郎作灘三一〇四の二
- 二 保安林として指定された目的
湖害の防備
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

鳥取県告示第千六十九号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	
生産事業者の氏名	
生産事業者の住所	
生産事業の内容	

名称	
事業所の所在地	

教育委員会告示

二百三十二	最上誠一	八頭郡八東町	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成
九	大字佐崎一四	八頭郡八東町	大字佐崎

鳥取県告示第千六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号登録	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百十九	谷口 寿子	八頭郡智頭町 穂の穂見二三	穂の穂に幼苗の採取並びに外苗の及木幼び	谷口 苗畑	八頭郡智頭町
六十六	谷口 寿子	八頭郡智頭町 穂の穂見二三	穂の穂に幼苗の採取並びに外苗の及木幼び	谷口 苗畑	八頭郡智頭町
最上源十郎	九大八字佐崎一四町	八頭郡智頭町 穂の穂見二三	穂の穂に幼苗の採取並びに外苗の及木幼び	谷口 苗畑	八頭郡智頭町
"					
最上源十郎	谷口 寿子	八頭郡智頭町 穂の穂見二三	穂の穂に幼苗の採取並びに外苗の及木幼び	谷口 苗畑	八頭郡智頭町
大字佐崎一四町					

11 昭和56年10月27日 火曜日

鳥取県公報

第5302号

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和五十七年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和五十七年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約九十八人

二 応募資格

昭和五十二年四月一日から昭和五十三年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十六年十一月二十六日（木）及び同月二十七日（金）

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「県立久松幼稚園」という。）に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。
入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

1) 交付期間 昭和五十六年十一月十六日（月）から同月二十一日（土）まで

1) 交付時間 八時三十分から十六時（土曜日は十一時）まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十六年十二月四日（金）九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えて、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十六年十二月四日（金）十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園（電話鳥取一二二局三一一二番）に問い合わせること。

公
告

昭和56年7月25日及び同年9月20日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年10月27日

鳥取県知事 平林鴻三	坂根 栄吉 福田 英明 津村 勝彦 藤森 英之 野廣 勝彦
森坂 力 磯田 節朗 米井一二三 高木 敦之 山本 洋一	竹嶽 一昭 坂根 強 後藤 博己 坪田 輝夫 野間田計介
澤根信一郎 白間 誠 武田 格司 吉田 稔 竹田 明義	那須 正俊 石田登喜子 青木 正和 森安 茂 西原 敏克
小林 吉伸 吉中 公男 前田 政人 中谷 富博 木下 鈴鹿	向井 正 団野 昌和 森永 健次 南場 肇 布留
鯉口 典英 磯田 哲司 瀬戸根三夫 青木 修身 西尾 康彦	芦田 正 永井 彰伸 塚倉 寛一 木美 俊彦
井上 孝文 里美 敏彦 秀喜 明美 堀谷 益田 伊藤 田中 伊藤	石畠 芳明 長谷川 保 有馬美樹男
山根 裕司 竹内 誠治 山本 恭信 山本 昭人	西尾 康彦
宮根弘久仁 中嶋 亮二 藤田 伸男	酒本 駿 懸樋 信男
宮根弘久仁 中嶋 亮二 藤田 伸男	昭美
沢田 光康 倫昭 明里 義弘 絹見 睦雄	山本 陽一
山口 清水 力 中井 栄治 小林優貴秀	長谷川和文
川口 俊光 市村 幸男 中井 克彦 篠原 大谷	山口 敏雄
木町 宗政 司郎 野坂 俊明 山浦 睦美	吉田 俊宏
遠藤 足立 岸田 邦子 足立 藏本 武憲	渡辺 洋輔
伊藤 森 森 充弘 石井 操 孝一	原 孝一
山崎 村山 惠子 惠子 悟敬 矢倉 高行	藤原 邦人
松本 宅野 大谷 克己 河崎 哲哉	田渕 光秋
松本 宅野 田辺 淳志 角 達之	藤原 岩村 塚本
洞井 宮川 梅実 悅雄 岩田 光晴	光秋 茂
影井 野村 美知博 中原 充成	好男
影井 霜村 芳照 博田 享次	昇
宮川 彰明 二夫 遠藤 一夫	聖一